

○令和 2 年 6 月定例会における特例的な議事運営について（役選・初日議案審議関係）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて、令和 2 年 6 月定例会における議事運営については、次のとおりとする。なお、この議事運営は、今定例会に限る。

1. 日程について

- 初 日 5 月 18 日（月）
- 第 2 日目 5 月 22 日（金）
- 第 3 日目 5 月 26 日（火）（役選最終日）

2. 出席議員について

議案審議においては、定足数を満たすことを前提として適宜離席を認める。ただし、議案採決時には議席に戻ることをとする。なお、離席中においても、モニター傍聴又はインターネット中継などにより議事を確認するよう努める。

3. 理事者（説明員）の出席について

理事者には、提出された議案の審議に必要最小限の説明員の出席を求めることとする。役選（議長選挙など）については、特別職（代表監査委員及び選挙管理委員長を除く。）のみ出席を求めることとする。

4. 議案の質疑について

- ・ 専決処分の報告及び初日提出の議案の質疑を行う場合には、事前に事務局に報告し、会派の質疑の順番についてくじ引きを行うものとする。
- ・ 質疑については会議規則を遵守し、また、重複質問を避けることとする。
- ・ 理事者の答弁は、自席で行うこととする。

5. その他

- ・ 発熱その他体調不良の場合には、出席しない。また、新型コロナウイルス感染症への感染、濃厚接触者と認定、その他感染の疑いが強い場合には、速やかに市議会事務局を通じて議長に報告する。
- ・ 手洗い、消毒を徹底するとともに、マスクを着用する。ただし、発言時はマスクを外すものとする。
- ・ 長時間の会議とならないよう質疑等は簡潔に行うとともに、適宜、休憩及び換気を行う。
- ・ 市民へは直接傍聴を控え、インターネット中継を利用してもらうよう周知に努める。